

東京都北区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱

昭和61年 2月28日 区長決裁

改正 昭和62年12月25日 区長決裁

(平成19年3月29日 助役専決18北環環第497号)

改正 令和3年12月28日 副区長専決

改正 令和4年1月25日 副区長専決

改正 令和6年1月22日 副区長専決

(通 則)

第1 この要綱は、東京都北区みどりの条例（昭和60年9月東京都北区条例第15号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、緑化に必要な助成措置に関する事項を定める。

(定 義)

第2 この要綱で使用する用語及びその意義は、条例及び同条例施行規則（昭和60年12月東京都北区規則第27号 以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

(助成の種別)

第3 この要綱で定める助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 苗木の配布
- (3) 肥料、薬剤の配布
- (4) 植込地造成の一部直接工事
- (5) その他（器具等）

(助成の対象者)

第4 第3に規定する助成の対象者は次のとおりとし、助成金の内容は別表第1、現物給付の助成内容は別表第2のとおりとする。

- (1) 保護樹木等の所有者
- (2) 住民によるみどりの協定の代表者及び事業所等とのみどりの協定を締結した事業者又は管理者
- (3) みどりのモデル地区の代表者

(助成金の交付申請)

第5 第4の(1)に規定する保護樹木等の所有者で、助成金の交付を受けようとするものは、当該助成金対象事業に着手する前に保護樹木等助成金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付認定の通知)

第6 区長は、助成金交付申請を受けた場合には、必要な調査を行い、助成金の交付が

適当であると認めるときは、申請者に保護樹木等助成金交付認定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

（完了届出書）

第7 第6に規定する助成金交付認定を受けた者は、当該助成金対象事業を完了したときは、速やかに完了届出書（別記第3号様式）により区長に届出しなければならない。

（助成額の決定の通知）

第8 区長は、第7の届出に基づき、現地調査などの審査を行い、当該助成金対象事業が適当であると認めるときは、助成金の額を決定し、保護樹木等助成金交付額決定通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

（助成金の請求）

第9 第8に規定する助成金交付決定を受けた者が助成金を請求するときは、保護樹木等助成金交付請求書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（現物給付の受領書）

第10 区長は、住民によるみどりの協定緑化計画及び事業所等のみどりの協定緑化画に基づき、必要と認める現物給付を行うこととし、別表第2に規定する現物給付を受けた者は、現物給付受領書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（国等に対する適用除外）

第11 この要綱に定める助成は、国及び地方公共団体並びにこれに準ずる法人に対しては適用しない。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月29日助役専決18北環環第497号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月28日副区長専決3北環環第2813号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月25日副区長専決3北環環第2929号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年1月22日副区長専決5北環環第3113号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。